



2026年2月13日

各 位

会社名 コンバム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 穣  
(コード番号: 6265)  
問合せ先 専務取締役 国松 孝行  
(TEL. 03-3759-1491)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役を除きます。）（以下、「対象取締役」といいます。）及び監査役（非常勤監査役を除きます。）（以下、「対象監査役」といいます。）を対象として、下記の通り、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入し、対象取締役及び対象監査役（以下「対象役員」といいます。）に対し、本制度に基づき割当てられる譲渡制限付株式、あるいは譲渡制限付株式の払込金額相当額の金銭報酬債権の支給のご承認を求める議案を、2026年3月27日開催予定の第75期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

### 1. 本制度を導入する理由

対象取締役については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、対象監査役については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として導入するものです。

### 2. 本制度の概要

#### （1）対象役員に対して支給される報酬

本制度に基づき、対象取締役に対して支給する報酬は、①当社の普通株式あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役に対して、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月23日開催の第55期定時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただいております。また、2011年3月18日開催の第60期定時株主総会において、取締役金銭報酬限度額とは別枠にて、取締役に対し報酬額として年額15百万円以内において新株予約権を付与することをご承認いただき今日に至っております。本制度は、当該報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給するものです。本制度に基づき対象取締役に対して支給する当社の普通株式又は金銭報酬債権の総額は年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本制度に基づき、対象監査役に対して支給する報酬は、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象監査役に対して、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。当社の監査役の報酬等の額は、2006年6月23日開催の第55期定時株主総会において、年額30百万円以内とご承認いただいております。本制度は、当該報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給するものです。本制度に基づき対象監査役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額10百万円以内といたします。ま

た、対象監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役の協議により決定することといたします。

(2) 対象役員に発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、発行又は処分される普通株式の総数は対象取締役については年8,000株以内、対象監査役については年3,000株以内とします。但し、当社が普通株式について、本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合等、1株あたりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等を勘案の上、本制度に基づき発行又は処分される普通株式の総数を合理的に調整するものといたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき対象役員に対して発行又は処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利な金額にならない範囲で、取締役会において決定いたします。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象役員との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 対象役員は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。

### 3. 本制度の導入の条件

本制度においては、対象取締役に対し、譲渡制限付株式、あるいは譲渡制限付株式として発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給するため、また、対象監査役に対し、譲渡制限付株式として発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給するため、かかる譲渡制限付株式あるいは金銭報酬債権の支給に必要な議案を、本株主総会に付議するものとし、当該普通株式の発行又は処分は、本株主総会において同議案につき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

#### (ご参考)

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員に対して上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割当てる予定です。

以上